

小松島市新小学校施設整備に係る基本計画策定業務及びPFI導入可能性調査業務
仕様書

1 業務の名称

小松島市新小学校施設整備に係る基本計画策定業務及びPFI導入可能性調査業務（以下、「本業務」という。）

2 本業務の目的

本業務は、（仮称）新小松島小学校及び（仮称）新小松島南小学校を整備するに当たり、基本計画の策定及び官民連携手法を含めた最適な事業手法等を検討するための調査を実施するものとする。

3 履行期限及び成果物の提出先

（1）成果物（報告書等）の提出期限

令和5年3月31日

（2）中間報告

必要に応じて本業務の成果について中間報告を行うものとする。

（3）提出先

小松島市教育委員会 教育政策課 学校再編推進室

4 本業務対象地等概要

（1）（仮称）新小松島小学校（現在の南小松島小学校）

所在地 徳島県小松島市小松島町高須 36

想定敷地面積 約 17,200 m²

想定延床面積 約 5,200 m²

（2）（仮称）新小松島南小学校（現在の新開小学校）

所在地 徳島県小松島市大林町字中津 37

想定敷地面積 約 9,100 m²

想定延床面積 約 4,000 m²

※延床面積については改めて本業務の中で検討する。

5 準拠する法令等

(1) 本業務は、本仕様書による他、次に掲げる①～⑳の関係法規等（最新版）に準拠し、実施するものとする。

- ① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）
- ② 教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）
- ③ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
- ④ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号）
- ⑤ 学校施設の確保に関する政令（昭和 24 年政令第 34 号）
- ⑥ 小学校設置基準（平成 14 年 3 月 29 日文部科学省令第 14 号）
- ⑦ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ⑧ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ⑨ 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）
- ⑩ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ⑪ 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）
- ⑫ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）
- ⑬ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- ⑭ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ⑮ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ⑯ 小松島市子ども・子育て支援事業計画
- ⑰ 小松島市第 6 次総合計画 後期基本計画
- ⑱ 小松島市公共施設等総合管理計画
- ⑲ 小松島市公共施設個別施設計画
- ⑳ 小松島市公共施設個別施設計画（学校施設編）
- ㉑ 小松島市都市計画マスタープラン
- ㉒ 小松島市緑の基本計画
- ㉓ 小松島市地域防災計画
- ㉔ 小松島市地域公共交通網形成計画
- ㉕ 小松島市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第二期）
- ㉖ 小松島市立学校再編基本計画
- ㉗ 小松島市立学校再編実施計画
- ㉘ 小松島市教育大綱（第 2 期）
- ㉙ 学校再編に関するアンケート -結果報告書-（令和 3 年度）

- ③⑩ 小松島市が作成した各種関連計画
- ③⑪ その他関係法令・規則・通達等

6 本業務の内容

6-1 計画準備

着手に当たっては、次の書類を提出するものとする。

なお、業務計画書及び業務工程表は、本仕様書を十分理解し、作成すること。

- イ 着手届
- ロ 業務計画書
- ハ 業務工程表
- ニ 照査計画書
- ホ 管理技術者等届

※様式は、イについては別に定める市の様式、ロからホについては任意とする。

6-2 基本計画策定業務

① 前提条件の整理

(仮称)新小松島小学校・(仮称)新小松島南小学校整備に伴う基本計画を策定するにあたり、その前提となる上位計画・関連計画・関係法令等を十分に把握し整理すること。

② 施設整備のコンセプト及び基本方針の検討

(仮称)新小松島小学校・(仮称)新小松島南小学校における施設整備のコンセプトである「『つながり』ある学校づくり」を基本にし、小学校間のつながりや小・中学校間とのつながり、また地域とのつながり等を実現するための施設整備の基本方針等を検討する。

③ 必要機能及び施設規模の検討

既存小学校の状況や、先行事例等を踏まえ、求められる具体的な必要機能及び施設構成、施設・諸室規模を設定する。ただし、(仮称)新小松島小学校については、水泳プールを設けないこととする。

④ 施設配置計画及び施工計画の検討

(仮称)新小松島小学校・(仮称)新小松島南小学校の各敷地内における校舎、屋内運動場、グラウンド、駐車場等の配置を、周辺環境や歩行者(児童・職員等)及び車両の動線等を総合的に考慮し、複数の配置パターン(3~4程度)を検討する。また、既存小学校での建替を想定している為、施工の計画として仮設校舎の必要性を検討し概略工程表を作成する。

⑤ 基本計画図の作成

②～④の検討結果に基づいて校舎等のゾーニング、構造方式及び階数、設備方式の方針を検討し、基本計画図（配置計画、平面計画、断面計画、諸室の機能図等含む）を作成する。仮設校舎が必要な場合は施設機能・施設規模について検討する。

⑥ 概算事業費の算出

基本計画図に基づき、施設整備費（イニシャルコスト）及び維持管理費（ランニングコスト）を検討する。施設整備費については、既存資料や先行事例等を参考とする。維持管理費については、小松島市における過年度の維持管理費、想定される維持管理費、及び先行事例等を参考とする。

⑦ 基本計画書（案）の策定

上記①～⑥の結果を取りまとめ、基本計画書（案）を策定する。

6-3 PFI 等導入可能性調査業務

① 前提条件の整理

（仮称）新小松島小学校・（仮称）新小松島南小学校整備に伴う官民連携導入可能性調査を実施するにあたり、最適な事業手法の検討の前提条件として、基本計画及び官民連携手法等の最適な事業手法の導入に関して関係する法令上の課題や税制支援措置等を整理する。

② 事業スキームの検討

本事業の実施にあたり想定される業務内容を抽出し、最適な事業手法を導入する場合の市と民間事業者との役割分担を検討する。その上で、事業スキームとして次の（イ）から（二）までの内容について検討する。

（イ）事業方式、事業範囲、事業期間及び事業類型（サービス購入型、ジョイントベンチャー型、独立採算型等）

（ロ）事業スケジュールの検討

（ハ）官民のリスク分担の検討（想定されるリスク）

（二）市の財源と支払い形態の検討

③ 市場調査

事業に対する最適な事業手法導入に関する民間企業の意見、参画意欲をアンケートやヒアリングにより調査し、「②事業スキームの検討」へ反映する。

④ 定量的評価の作成

本事業について、従来手法で実施した場合における事業期間全体を通じた本市の財政負担（PSC）及び官民連携手法で実施した場合における事業期間全体を通じた本市の財政負担額（PFI-LCC）を算出し、これらを比較するVFM（Value For Money）を評価する。

⑤ 定性的評価及び総合評価

①から④までの結果を踏まえ、本事業における最適な事業手法について総合的に評価するとともに、事業範囲及び事業スキームを確定する。また、最適な事業手法を導入する場合の課題について整理し、その対応策等を検討する。

⑥ PFI 導入可能性調査報告書の作成

上記①～⑤の結果を取りまとめ、報告書を作成する。

6-4 打合せ及び記録

① 打合せ

本業務遂行にあたり、業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時において5回以上の打合せを市教育委員会の担当職員及び本業務に係る市職員（以下「担当職員等」という。）と行うものとする。また、業務着手時及び成果物納入時には受託者の管理技術者が立ち会うものとする。

なお、市教育委員会が別途設置する「学校再編準備会議（専門部会含む）」からの要請があればその活動に参加して資料の提供、技術的助言や質問への回答を行うとともに、同会議や担当者等の意見を本業務に可能な限り反映させることとする。

② 打合せ記録

受託者は、担当者等との打合せを行ったときには、その内容を記録し、速やかに担当職員へ文書で報告する。その際、用紙の大きさは、A4版で作成する。

7 納入成果物

(1) 成果物の提出方法

- イ 基本計画書（案） 電子媒体及び紙媒体 10部
- ロ PFI 導入可能性調査報告書 電子媒体及び紙媒体 10部
- ハ 電子媒体にあつては、CD-R 又は DVD-R に格納すること。
- ニ 電子媒体は、事前に最新のウイルスパターンによる十分なウイルス対策（チェック）を実施したものを提出すること。
- ホ 電子媒体は、Microsoft Word、Microsoft PowerPoint、又は Microsoft Excel とすること。

(2) 部分引渡し

受託者は、担当職員が指示し、これに同意した場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。

(3) 著作権

イ 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権は、当市に帰属するものとする。

ロ 本業務における成果物に、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、当市が特に使用を指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、当該契約等の内容について、事前に当市の承認を得ること。

ハ 本業務において、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

8 秘密の保持

受託者は本業務において知り得た当市の情報は、既に公知となっているものを除き、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

9 その他

(1) 使用する言語及び通貨

契約の手続き並びに本業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円を基本とする。

(2) 再委託の禁止

業務の全部を一括又は分割して第三者に再委託することはできない。ただし、業務の一部（主要な部分を除く）について、あらかじめ当市に書面を提出し承諾を得た場合はその限りではない。

(3) 提案書等に記載した担当予定者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等の技術者であるとの当市の了解を得なければならない。

(4) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合及び定めのない事項については、当市と受託者とが協議して決定する。